

○三季館設置条例

(令和8年3月16日条例第16号)

(設置及び目的)

第1条 御杖村の地域特性を合宿施設を通じて学び、都市との交流を図り、もって地域振興を促進するため、三季館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 三季館の位置及び施設の名称は次のとおりとする。

(1) 位置 御杖村大字桃俣702番地

(2) 名称 三季館

(管理運営)

第3条 三季館は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

2 村長は、施設の管理運営に必要な職員を置くことができる。

3 三季館の管理運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項により、法人その他の団体であって村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、法令により特別な定めがあるときは、この限りではない。

(1) 三季館の利用に関する業務

(2) 三季館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

(3) 三季館の管理運営に関する業務

(4) その他村長が必要と認める業務

(使用の拒否)

第5条 村長は、次の各号に該当する場合は、施設の使用を拒否することができる。

(1) 公序良俗に反する場合又はその者

(2) 施設等の毀損若しくは滅失するおそれのある場合又はその者

(使用料)

第6条 三季館の利用者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

2 第3条第3項の規定により三季館の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、前項の使用料を利用料金とみなして当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 3 村長は、公益又は公用上若しくは運営上特に必要があると認めるときは、前項の使用料を免除することができる。
- 4 第3条第3項の規定により三季館の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、前項中「村長」とあるものは「指定管理者」と「使用料」とあるものは「利用料金」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者は、その責に帰すべき理由により、施設等を滅失又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認めるときは、これを減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(御杖村自然休養村設置条例の廃止)
- 2 御杖村自然休養村設置条例（平成元年3月16日条例第4号）は廃止する。

別表

施設	区分	料金	備考
三季館（1泊2食付き）	大人	9,000円以下	
	小人	8,300円以下	適用は小学生以下